

個性豊かな美しい
赤穂の都市景観をめざして

都市景観形成助成事業のあらまし



赤 穂 市

まちづくりのお手伝い — 都市景観形成助成事業

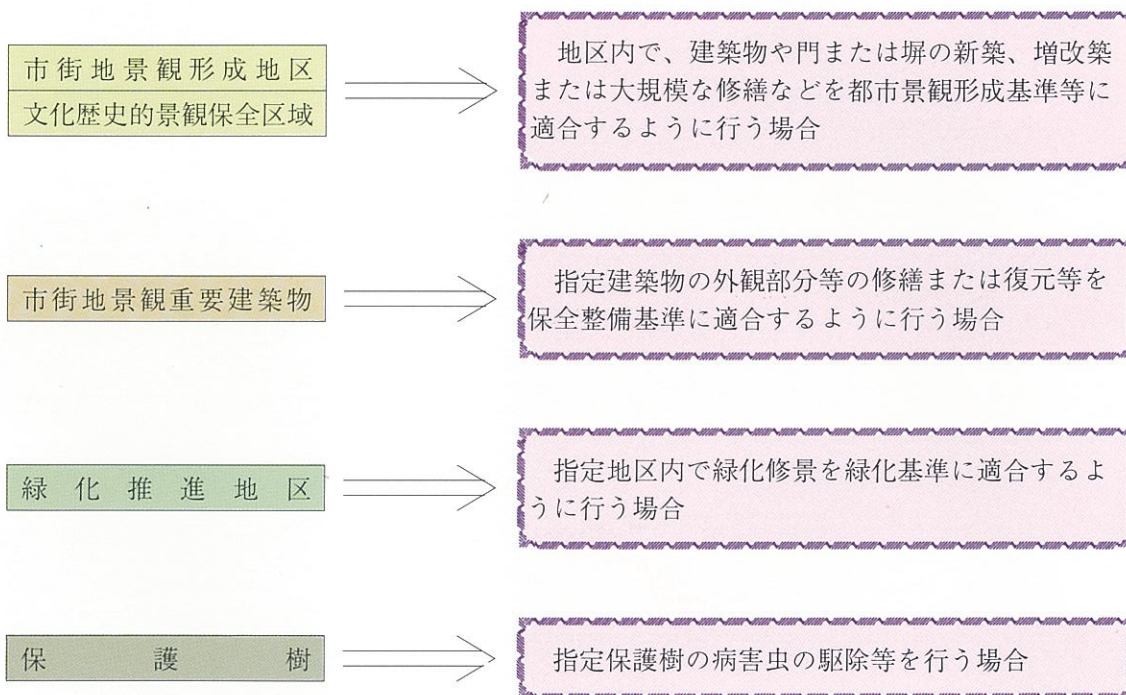
1 趣 旨

赤穂市では、魅力ある都市景観の形成に取り組んでいます。地域に調和した歴史的まちなみの保全、美しい都市景観の形成、都市緑化の推進もその重要な要素です。

そのため、市民のみなさんが行う都市景観の形成について積極的に支援するため、助成金をお渡しする都市景観形成助成事業を平成4年4月1日より実施しています。

2 助成対象

市民のみなさんが、赤穂市都市景観の形成に関する条例に基づく下記の地区内等で景観形成事業を行う場合、一定の助成率、限度額の範囲で助成金をお渡しします。



3 助成内容

(1) 市街地景観形成地区、文化歴史的景観保全区域

助成対象	市街地景観形成地区又は文化歴史的景観保全区域内の建築物等の景観形成を図るうえで必要な経費	助成率	助成限度額 (千円)
建築物 ・ 工作物	基本設計及び実施設計に係る経費	1/2	500
	建築物等（門・塀を除く）の新築・増築・改築・大規模な修繕又は大規模な模様替えに係る工事費のうち外観部分に係る経費	1/2	2,000
	門又は塀の新築・増築・改築・大規模な修繕又は大規模な模様替えに係る工事費のうち外観部分に係る経費	1/2	1,000
	擁壁又は石垣の新築・増築・改築・大規模な修繕又は大規模な模様替えに係る工事費のうち外観部分に係る経費	1/2	1,000
	建築設備の隠ぺいの工事費に係る経費	1/2	500
	かき又はさくの新築・増築・改築・大規模な修繕又は大規模な模様替えに係る工事費のうち外観部分に係る経費	1/2	500
	外観の色彩の過半の変更に係る経費	1/2	1,000
広告物	広告物の変更に係る経費	1/2	300
木竹	木竹等の植栽に係る経費	1/2	300

(備考) 外観部分とは、屋根及び道路等公共空間に面する建築物等の壁面、門、塀、擁壁、生垣等の部分をいう。

※助成金は、総額3,000千円を限度とします。

(2) 市街地景観重要建築物

助成対象	市街地景観重要建築物の現状変更等に要する経費	助成率	助成限度額 (千円)
建築物 ・ 工作物	基本設計及び実施設計に係る経費	1/2	500
	建築物等（門・塀を除く）の外観部分及びこれに関連する構造部の修繕又は復元整備に係る経費	1/2	3,000
	門・塀・擁壁又は石垣の修繕又は復元整備のうち外観に係る経費	1/2	1,500

(備考) 外観部分とは、屋根及び道路等公共空間に面する建築物等の壁面、門、塀、擁壁、生垣等の部分をいう。

※助成金は、総額4,000千円を限度とします。

(3) 緑化推進地区

助成対象	緑化修景に要する経費		助成率	助成限度額 (千円)
緑化推進地区	宅地の緑化修景工事に係る経費 (既設塀の撤去工事費及び生垣用石積工事費等を含む)		1/2	1,300 (内植栽 300)
	既設工場等のグリーンフェンス化工事に係る経費	資本金又は元入金が 1,000万円以上の工場等	1/6	2,000
		資本金又は元入金が 1,000万円未満の工場等	1/3	2,000

(備考) 緑化修景工事とは、道路に面する敷地境界部分の緑化工事をいう。

※助成金は、一般宅地の場合1,300千円、工場等の場合2,000千円を限度とします。

(4) 保護樹

助成対象	保存に要する経費	助成率	助成限度額 (千円)
保護樹	病虫害の駆除、倒伏防止等樹勢の回復に要する経費	1/2	1,000

※助成金は、1,000千円を限度とします。



4 手続き

